

I 指定河川

1 総括表

一 級 河 川

水系名	調書作成時	河川数 (うち指定区間有)	延長 (km)			備考
			指定区間	指定区間外	計	
大淀川	令7.4.1	126 (126)	743.93	86.10	830.03	河川数の計241河川は、 県全体の一級河川の数で あり、 指定区間外（国直轄区 間）のみの河川である 五ヶ瀬川水系友内川、大 瀬川についても含まれて いる。 指定区間（県管理区間） を有する河川数は（）表 記としている。
	令8.4.1	126 (126)	743.93	86.10	830.03	
五ヶ瀬川	令7.4.1	77 (75)	417.13	28.50	445.63	
	令8.4.1	77 (75)	417.13	28.50	445.63	
小丸川	令7.4.1	16 (16)	136.70	12.70	149.40	
	令8.4.1	16 (16)	136.70	12.70	149.40	
川内川	令7.4.1	21 (21)	63.77	18.30	82.07	
	令8.4.1	21 (21)	63.77	18.30	82.07	
大野川	令7.4.1	1 (1)	5.00	0.00	5.00	
	令8.4.1	1 (1)	5.00	0.00	5.00	
計	令7.4.1	241 (239)	1,366.53	145.60	1,512.13	
	令8.4.1	241 (239)	1,366.53	145.60	1,512.13	

二 級 河 川

調書作成時	水系数	河川数	区間延長 (km)	備考
令7.4.1	53	239	1,285.082	
令8.4.1	53	239	1,285.082	

準 用 河 川

調書作成時	水系数	河川数	区間延長 (km)	備考
令7.4.1	21	108	173.223	
令8.4.1	21	109	176.533	大淀川水系熊迫川（新規指定）の追加

土木事務所別水系別河川数・延長調

(延長: km)

土木事務所名	区分	一級河川 - 指定区間 -		二級河川												計	合計	河川延長 の構成比 (%)
宮崎	水系 河川数 延長	大淀川		一ツ瀬川	石崎川	清武川	加江田川	知福川	突浪川	内海川	野島川	小内海川			9	10	9.5	
		28(1)		4	9(3)	20	2	1	1	2	1	1			41(3)	69(4)		
日南	水系 河川数 延長			鶯巣川	伊比井川	富士川	宮浦川	手洗川	広渡川	隈谷川	細田川	瀧上川	風田川	費波川	大浦川	12	12	7.6
				1	1	1	1	1	29	1	4	1	2	1	1	44	44	
串間	水系 河川数 延長			市木川	大納川	宮之浦川	永田川	本城川	千野川	福島川	都井川					8	8	3.3
				1	1	1	1	2	1	9	2					18	18	
都城	水系 河川数 延長	大淀川		安楽川												1	2	10.9
		39(5)		1												1	40(5)	
小林	水系 河川数 延長	大淀川	川内川														2	10.4
		34(9)	21														55(9)	
高岡	水系 河川数 延長	大淀川															1	6.3
		35(7)															35(7)	
西都	水系 河川数 延長	大淀川		一ツ瀬川	石崎川												2	11.9
		2(1)		51(1)	3(3)												54(4)	
高鍋	水系 河川数 延長	小丸川		心見川	都農川	名貫川	平田川	一ツ瀬川									5	6.4
		11(1)		3	2	1	6	7(1)									19(1)	
日向	水系 河川数 延長	小丸川		丸バエ川	鳴子川	五十鈴川	庄手川	亀崎川	塩見川	赤岩川	耳川	石並川	水無川				10	16.3
		6(1)		1	2	8	2	1	4	1	30	1	1				51	
延岡	水系 河川数 延長	五ヶ瀬川		市振川	古江川	中港川	阿蘇川	熊野江川	須美江川	浦尻川	沖田川	浦上川					9	10.7
		48(2)		1	2	1	1	2	1	2	4	1					15	
西臼杵	水系 河川数 延長	五ヶ瀬川	大野川														2	6.8
		29(2)	1														30(2)	
計	水系 河川数 延長	5															53	100.0
		239															239	
		1,366.527															1,285.082	2,651.609

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

※各事務所の河川数を合計したものと県全体の河川数は一致しない。(同一河川を各事務所で計上しており、重複があるため)

なお、()内は重複計上をしている河川の内数である。